

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（附則第七十六条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（特定社債に関する商法の準用等） 第百十三条（略） 2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、 商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</p>	<p>（特定社債に関する商法の準用等） 第百十三条（略） 2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、<u>商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。</u></p>